

# 村上第一中学校生徒会会則

## 前 文

私達は村上第一中学校の教育方針に従い会員相互の自主的、自治的な活動を通じて楽しく規則正しい学校生活を築き、将来立派な社会人となるための生徒会活動を行い、健全な校風の育成に努力することを誓います。

## 第一章 名称

第 1 条 この会は村上市立村上第一中学校生徒会といたします。

## 第二章 会員

第 2 条 この会は本校生徒全員で組織します。

第 3 条 全生徒は会員としての権限をもつと共に義務と責任をもたなければなりません。

## 第三章 権限

第 4 条 この会は前文で定めた目的を達成するために、学校長より委任された次のようなことを行います。

- 1 生徒の規律に関すること
- 2 校内の各種集会に関すること
- 3 校舎内外の整理整頓に関すること
- 4 生徒の保健衛生に関すること
- 5 学校図書館に関すること

- 6 新聞発行に関する事
- 7 生徒の厚生に関する事
- 8 部活動に関する事
- 9 生徒の体育文化向上に関する事
- 10 各種競技大会の参加に関する事
- 11 放送に関する事
- 12 応援に関する事
- 13 風紀に関する事
- 14 生徒会役員任命に関する事
- 15 その他（対外的な募金活動など）

#### 第四章 役員

第 5 条 この会には次の役員を置きます。

会長	1名
副会長	1名
書記長	1名
会計主任	1名
専門委員長	8名
書記局員	若干名

第 6 条 会長、副会長、書記長、会計主任は立候補により選挙で選ばれ学校長が任命し、就任します。専門委員長は会長の選出により委嘱されます。

第 7 条 前条の役員選挙に関する事は別に細則によって定めます。

第 8 条 会長は書記局員若干名を会員の中から指名し、学校長が任命し就任します。

第 9 条 役員は二つ以上兼任することはできません。

第 10 条 役員任期は一期間としますが重任をさまたげません。

第 11 条 役員任期は次のとおりとします。

1 書記局員の任期は 2 月に始まり次年度 1 月末に終わります。

2 生徒委員の任期は前期 4 月に始まり 9 月末に終わります。後期は 10 月に始まり 3 月末に終わります。

第 12 条 会長はこの会を運営しこの会の代表となります。

第 13 条 副会長は会長を助け会長事故あるときはその代理を務めます。

第 14 条 書記長はこの会の記録を作り会運営の資料を整え各種連絡にあたります。

会長及び副会長に事故あるときはその代理を務めます。

第 15 条 専門委員長は必要に応じて専門委員会の計画立案に参加し会の執行に協力します。

第 16 条 議長は生徒委員会及び生徒総会その他会長の認めた会議の議事運営にあたります。

第 17 条 書記局員は書記長を助けて庶務にあたります。

第 18 条 会計主任は顧問の指導と助言とによって

会計事務にあたります。

## 第五章 機関

### 第一節 生徒総会

第19条 生徒総会は正会員で構成する報告、承認の機関です。

第20条 定例生徒総会は毎年2回開きます。但し次の場合は臨時生徒総会を開くことができます。

- 1 会員の5分の1以上の要求があるとき
- 2 生徒委員が必要と認めたとき
- 3 学校長の要求があるとき

第21条 生徒総会の承認を必要とする事項は次のとおりです。

- 1 生徒会会則の改正
- 2 予算、決算の報告
- 3 その他生徒委員会が必要と認めたとき

第22条 生徒総会に提出される議題はあらかじめ会員に知らされなければなりません。但し臨時生徒総会の場合はこの限りではありません。

### 第二節 生徒委員会

第23条 生徒委員会は生徒会の最高決議機関です。

第24条 生徒委員会は生徒会役員及び各学年2名の代表で構成します。なお顧問教師2名以上の出席を必要とし、その他生徒委員会及び書記局が必要と認めた場合は他の会員及び職員の出席を求めることができます。

第25条 生徒委員会は定期的に開かれます。但し次の場合は臨時生徒委員会を開くことができます。

- 1 会長の要求があるとき。
- 2 委員の5分の1以上の要求があるとき。
- 3 学校長の要求があるとき。

第26条 生徒委員会は必要に応じて委員会内に常任委員会、特別委員会を設けることができます。但し特別委員会は目的達成後は解散します。

第27条 この常任、特別委員は生徒委員会の互選により若干名を選びます。

### 第三節 専門委員会

第28条 本会は専門的事項を執行するため、次の専門委員会をおきます。

#### ・専門委員会

風紀委員会 図書委員会 放送委員会 保健委員会 環境委員会 体育委員会 給食委員会 選挙管理委員会（特設）

第29条 各専門委員会は学校生活の円滑化と充実のため各分野の仕事を研究、調査、企画し、生徒委員会の議決をへて執行します。

第30条 専門委員会は原則として学級から若干名の選出メンバーと専門委員長で構成され企画運営にあたります。

第31条 部活動部長会は各部の部長により構成さ

れ企画，運営にあたります。

**第32条** 各専門委員会の委員の任期は，前期は4月に始まり9月末に終わります。後期は10月に始まり3月末に終わります。

**第33条** 各専門委員会及びその他の生徒会諸機関の仕事は次のとおりです。

**風紀委員** 校内外の規律面の維持向上，登下校時の交通指導，広報活動

**図書委員** 図書館の管理，運営の補助や広報活動及び読書指導，新聞発行  
その他広報活動，掲示物をとおした広報活動

**放送委員** 放送機器の管理，運営，連絡，音楽，放送劇などの独自の活動

**保健委員** 保健に関する日常活動，調査，分析，広報活動

**環境委員** 校舎内外の整備に関する点検の指導，広報活動，ボランティア活動，掲示物の管理

**体育委員** 体育行事，授業における指導，補助，ボール管理，体育的行事での応援活動，激励会の運営

**給食委員** 学校給食に関する日常活動，広報活動

**選挙管理委員** 選挙に関する事務処理

#### 第四節 学級会と学年委員会

第34条 学級会は学級内の問題を討議，全校的な問題を積極的にとらえ討議，議決し，生徒委員会に提案する基本組織です。

第35条 各学級には学級委員2名，学習委員2名をおく。

第36条 学級委員は学年ごとに集って学年委員会を構成し，学級間の連絡，学年の統一的方向を目指す仕事の企画をします。

第37条 学年委員会には委員長，副委員長各1名をおきます。学年委員長は学級委員から，副学年委員長は学習委員から選出します。委員長，副委員長は生徒委員会の委員を兼ねるものとします。

#### 第五節 部活動

第38条 本会には生徒委員会で許可された，体育的，文化的部を置きます。

第39条 生徒はそれぞれの趣味・関心に応じて好きな部活動に所属し，活動することができます。但し，入部は希望制です。

#### 第六節 生徒会執行部

第40条 生徒会執行部は生徒会長，副会長，書記長，会計主任，書記局員，専門委員長，各学年委員長，副委員長で構成します。

第41条 生徒会執行部は生徒会の執行機関であり，

その仕事の内容は主として次のとおりです。

- 1 生徒委員会及び生徒総会その他必要と認め  
た会の運営
- 2 生徒委員会の決議の執行
- 3 その他生徒会全般に関する広報，指導，運  
営，事務などの積極的活動

## 第六章 会議

第42条 すべての会議は構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができません。

第43条 決議は出席者の過半数の賛成によって決められます。また可否同数の場合は議長がこれを決めます。職員は、すべての会議に出席して意見を述べ助言することができます。顧問教師はそれぞれの部門を担当し、その活動を助言します。

第44条 会議に関する詳しいことは生徒委員会の承認を得て別の細則によりこれを決めます。

## 第七章 会計

第45条 この会の経費として会員は会費を納めます。会費の額は生徒委員会で決定し、生徒総会の承認を得ます。

第46条 この会の会計期間は4月1日に始まり翌年3月末に終わります。

## 第八章 細則

第47条 必要あるとき生徒委員会は細則を定めて



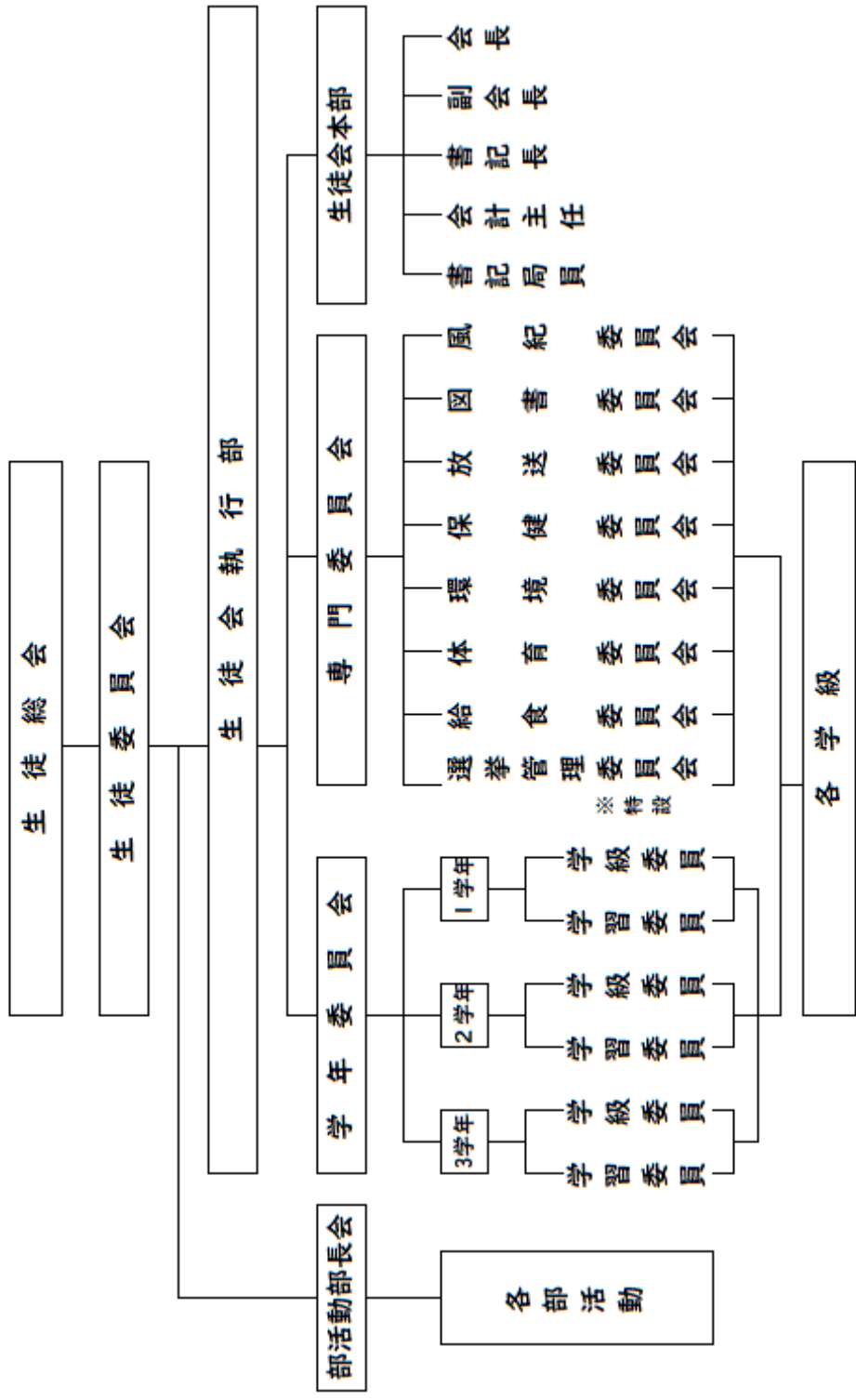
施行することができます。

## 第九章 改正

第48条 この会則の廃止及び改正は生徒総会において会員の3分の2以上の賛成があった場合廃止及び改正することができます。

### 附則

第49条 昭和47年10月1日 本会則制定  
平成31年 4月1日 一部改正  
令和 2年 4月1日 一部改正



# 村上第一中学校生徒会選挙細則

生徒会会則第7条の規定に基きこの細則を定めます。

## 第一章 総則

第1条 この細則は村上第一中学校生徒会 会長  
副会長 書記長 会計主任の選挙に適用します。

第2条 前条にかかげる役員は毎年12月に全校  
生徒で選挙します。

## 第二章 選挙管理委員会

第3条 選挙を行うときは、この事務を処理するた  
め、選挙管理委員会を設けます。

第4条 選挙管理委員会は3学年生徒の中から選  
出され、企画、運営にあたります。

第5条 選挙管理委員会には1名の選挙管理委員  
長をおき、その選出は選挙管理委員の互選とし  
ます。

第6条 選挙管理委員会は次のことを行います。

- ① 選挙の公示
- ② 立候補の受付と発表
- ③ 投票所、開票所の決定
- ④ 投票及び開票の立会人及び書記の指名
- ⑤ 当選の確認と発表
- ⑥ その他選挙管理に必要な事項

第7条 選挙管理委員の任期は10月1日に始ま

り3月末に終わります。

### 第三章 候補者

第8条 候補者は生徒会会員の中から単独で立候補した者か、推薦された者とします。

第9条 立候補者は選挙の公示後選挙管理委員会が定めた期日までに届け出なければなりません。

第10条 立候補者には責任者を1名置かなければなりません。

第11条 選挙運動、その他の選挙活動については、選挙管理委員会の指示に従わなければなりません。

第12条 補欠選挙の場合も第8条～11条が適用されます。

### 第四章 投票

第13条 投票所は原則として学年ごとに設けます。その他投票に関しては選挙管理委員会の指示に従います。

第14条 選挙は原則として記号投票とします。

第15条 当選者は有効投票の多数を得た者とし、同数の場合は決選投票を行います。

第16条 対立候補者のない場合は信任投票を行い、有効投票の過半数以上の信任が得られた場合当選とします。

第17条 当選者が失格し、或いは欠員ができた場合は補欠選挙を行います。但し、対立候補があ

った場合には1カ月の範囲内で次点者が繰り上げ当選となります。

**第18条** 投票で次の各項の場合は無効とします。

- ① 定められた記号を用いない場合
- ② 定められた投票用紙以外の用紙を用いた場合
- ③ 他事記載の場合
- ④ 白紙投票の場合

**第19条** この細則の改正は生徒委員会において委員の3分の2以上の賛成者があった場合にできます。

# 村上第一中学校議事細則

生徒会会則第44条の規定に基づきこの細則を定めます。

## 第一章 名称

第1条 本則は村上第一中学校生徒会議事細則と  
いいます。

## 第二章 会議の種類と権限

第2条 生徒会の会議は次のものとします。

- ① 生徒総会
- ② 生徒委員会
- ③ 各種専門委員会
- ④ 学年委員会
- ⑤ その他生徒会諸機関の会議

第3条 生徒会の会議でとりあげる内容は会則第  
4条によるものとします。

第4条 生徒会の会議は特別の場合を除いて公開  
を原則とします。

第5条 生徒総会の報告、承認事項及び生徒委員  
会の決議事項は顧問教師を通じて学校長に報告  
し、その承認を得なければ効力を発しません。  
その他生徒会の会議の決議事項は顧問教師の承  
認を必要とし、学校長に報告しなければなりません。

### 第三章 会議の役員と任務

第 6 条 会議には次の役員をおくことを原則としますが、会議の性質によっては、この限りではありません。

○議長	1名
○副議長	1名
○記録係	1名
○議事係	1名

#### 第一節 議長

第 7 条 議長の選出は会則第 16 条に従います。

第 8 条 議長は議事日程に従って会議を進め会議員が自由に討議ができるよう心がけ、会議の秩序を乱さないように運営します。

第 9 条 議長は議事運営上のこと以外に、議案そのものについて自分の意見を言ってはなりません。

但し、特に必要のあるときは、副議長と交替して意見を述べることができます。

第 10 条 議長は会議の秩序を乱すものの退場を命ずることができます。また不当な討論や長時間の発言は禁止することができます。

第 11 条 議長は会議終了後、議事録に署名します。

#### 第二節 副議長

第 12 条 副議長の選出は議長に準じます。

第 13 条 副議長は議長をたすけ、会議の運営に参

加し、議長に事故あるときは代行します。

### 第三節 記録係

第14条 記録係には、生徒総会及び生徒委員会の場合は生徒会書記がこれに当たり、その他の会議の場合は会議員の互選によって選ばれた者がこれにあたります。

第15条 記録係は議長の指示に従って議事録を作り、議事終了後これを読み上げて会議員の承認を得なければなりません。

第16条 記録係は会議終了後議事録に署名します。

### 第四節 議事係

第17条 議事係は生徒総会及び生徒委員会の場合は、会長が命じた書記局員がこれに当たります。その他会議の場合は会議の招集者が指名した人があたります。

第18条 議事係は議事日程の進行に注意し議事が所定時間内に終わるように努めます。又、議事日程、提出議題、決議事項等を会議員にわかるように明示します。

## 第四章 議事運営

### 第一節 議事日程

第19条 議事日程は原則として次の順序に従います。

- 1 出席点呼、資格確認
- 2 役員選出



3 開会

4 協議

(1) 前回からの持越しの議題

(2) 新しい議題

5 決議事項の確認（議事録の朗読と承認）

6 閉会

### 第二節 発言と討議

第20条 会議員の発言はすべて議長に対して行い、発言権を得なければなりません。発言権は次の場合得ることができますが特権に関する動議（字が見えぬなど）はこれを必要としません。

1 議長から指名されて発言を許された場合

2 挙手あるいは起立により議長から発言を許された場合

第21条 発言者は、動議、質問、意見の区別を明らかにしなければなりません。

第22条 討議には次の注意が必要です。

1 議長は一度発言した人よりも未発表の人を優先的に発言させます。

2 議長はなるべく賛成、反対の意見を交互に発表させるようにします。

3 議長は意見が長すぎたり、本論を離れたりしたら、注意しなければなりません。

4 人身攻撃は決してなりません。

5 討議の打切りは先決動議のあった場合、

また議事係の請求のあった場合、表決によって決めます。この場合3分の2の賛成が必要です。

### 第三節 動議

第23条 会議員には動議の提出が許されます。動議は可決、否決、修正、保留の結果に至るまで次の順序で行います。

- 1 議長への発言要求
- 2 議長の発言承認
- 3 動議提出
- 4 動議の支持（1人以上の支持が必要）
- 5 動議宣言（復唱＝議長）
- 6 質疑応答
- 7 討議
- 8 採決

第24条 次の動議は原則として討論を必要とせず、短時間に処理します。

- 1 休憩の動議
- 2 動議の撤回
- 3 議事日程の催促
- 4 その他ばかげた動議

第25条 次の動議は優先動議とします。

- 1 次の会議の時間場所
- 2 閉会
- 3 休憩

4 特権の問題

5 議事日程の催促

第26条 修正動議は原案に大体賛成であるが動議の形式や表現を一部変更したいとき提出できます。但し、原案と無関係のもの及び反対のものは提出できず次によって形成されます。

1 削除

2 追加

3 削除, 追加

4 入れかえ

第27条 動議の採決は、修正動議のある場合修正案から行われます。

#### 第四節 採決

第28条 次の場合、議長は裁決を宣言します。

1 十分討議され意見も修正案も出し尽くした場合

2 発言者はあっても多数の賛成があった場合

3 採決をする動議（先決の動議が可決された場合）

第29条 採決は再修正案、修正案、原案の順に従って、先に賛成をとり、次に反対をとります。

第30条 採決の方法は挙手を原則としますがその時の事情により、起立、投票、意義の有無（異議なし）でもとることができます。

第31条 議長は表決に加わりません。但し、次の場合はこの限りではありません。

1 投票による場合

2 賛否同数の場合

第32条 決議に必要な表決は特別の場合を除いて会則第43条に従います。

第33条 議長は原則として2度採決をとってはいいけません。

## 第五章 議事録

第34条 議事録には次のことを記入します。

1 会議名

2 会議の場所，月日，議長団氏名（議長，副議長）

3 出席者（人数，資格確認，代理出席，委任）

4 協議事項及び主たる意見，質問，動議

5 決議の結果

6 正確な賛否の数

7 議長及び記録者の署名

第35条 議事録は本会議終了後，顧問の検閲をうけ，所管の場所に保管しなければなりません。

## 第六章 補則

第36条 会議員で会議に出席できない場合はその所属する団体から代理を出すようにします。

第37条 会議員は決議の結果を速やかにその所属

団体に報告しなければなりません。

## 第七章 改廃の手続

第38条 この細則の改正および廃止は、生徒委員会において委員の3分の2以上の賛成者があった場合にできます。